



消費者庁イラスト集より

「壊れたところがあれば保険金だけで修理ができる。自己負担はない」と事業者から電話があり、申し込んだ。その後、「保険会社の申請を手伝う報酬として、保険金の30%を請求する」と言われたが、そのような話は聞いていない。解約したい。(80代女性)

「保険金だけで住宅修理ができる」と勧誘する事業者に注意！！

ここが重要ベニ！！



- 「保険金だけで住宅修理ができる」と勧誘されても、すぐに契約しないようにしましょう。損害保険は自然災害などで生じた被害を対象としており、経年劣化によって生じた損害は補償の対象となりません。
- 保険金の請求は加入者自身で行えます。まずはご自身で加入している保険会社や代理店等に確認しましょう。
- 解約時の違約金や保険申請代行費用などの名目で、高額な請求を受ける可能性があります。契約する前に内容をきちんと確認し、必要がなければきっぱり断りましょう。
- 訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合には、書面を受け取った日を含めて8日以内であればクーリング・オフができます。不安な場合はすぐに消費生活センターに相談してください。

山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

火～日曜日(月・祝休館) 午前9時～午後5時

相談専用電話

023-647-2211

いやや

又は 消費者ホットライン **188**